

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(記入イメージ)

施策名	目標4-2 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進					担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 リサイクル推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	リサイクル推進室長	
施策の概要	各種リサイクル法の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。					政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進			
達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。				目標設定の考え方・根拠	各リサイクル法、施行令、省令、施行規則、基本方針	政策評価実施予定時期	平成27年6月		
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
1 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量(千トン)	-	-	「別紙のとおり」							第6期市町村分別収集計画(平成23年)における分別収集見込量に基づき設定
2 家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率(%)	-	-	「別紙のとおり」							特定家庭用機器再商品化法施行令に基づき設定
3 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率(%)	-	-	「別紙のとおり」							食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づき設定
4 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(%)	-	-	「別紙のとおり」							特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針に基づき設定
5 資源有効利用促進法におけるパソコン及び小型二次電池の自主回収・再資源化率(%)	-	-	「別紙のとおり」							パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令、及び密閉形蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉形蓄電池使用製品の製造等の事業を行う者の使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令に基づき設定
6 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバック類)の再資源化率(%)	-	-	「別紙のとおり」							使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則に基づき設定
7 小型家電リサイクル法における使用済電気電子機器等の回収量[万トン]	-	-	「別紙のとおり」							使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針に基づき設定
8 (間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数(全市町村数に対する割合)[市町村数(%)]	-	-	「別紙のとおり」							第6期市町村分別収集計画(平成23年)における分別収集見込量に基づき設定
9 (間接)小型家電リサイクル法に基づく制度参加自治体人口(全人口に対する割合)[万人(%)]	-	-	「別紙のとおり」							使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針に基づき設定
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度						

(1) 容器包装リサイクル推進事業費(平成18年度)	58 (46)	55 (50)	54 (52)	61 (-)	1	<p><達成手段の概要> 容器包装リサイクル法の円滑な運用や高度化のために必要な調査検討、普及啓発等を行う。</p> <p><達成手段の目標(26年度)> 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量(及び参加市町村数)を増加させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 容器包装リサイクル法の適正な運用を通じて市町村の適切な事務の遂行・住民の参加意識の向上等を促進することにより、分別収集量(及び参加市町村数)の増加に寄与する。</p>	147
(2) 家電リサイクル推進事業費(平成19年度)	12 (26)	8 (20)	14 (34)	36	2	<p><達成手段の概要> 家電リサイクル法の高度化及び適正な施行に資する調査検討等を行う。</p> <p><達成手段の目標(26年度)> 特定家庭用機器の再商品化率を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 家電リサイクル法の高度化および適正施行を推進することで、特定家庭用機器の再商品化率の向上に寄与する。</p>	148
(3) 資源の有効利用促進に係る適正化事業費(平成19年度)	12 (26)	5 (20)	2 (34)	2	5	<p><達成手段の概要> 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品の回収率・再資源化率の更なる向上等のための調査検討等を行う。</p> <p><達成手段の目標(26年度)> パソコン及び小型二次電池の自主回収・再資源化率を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 指定再資源化製品に関する法の施行状況の把握及び製造事業者等による適正な回収・リサイクルの確保等により、再資源化率の向上に寄与する。</p>	149
(4) 食品リサイクル推進事業費(平成19年度)	15 (8)	6 (1)	9 (7)	9 (-)	3	<p><達成手段の概要> 食品リサイクル法の円滑な施行のための調査検討や、食品リサイクルループの形成を促進するための事業を行う。</p> <p><達成手段の目標(26年度)> 食品循環資源の再生利用等実施率を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 食品リサイクル法の円滑な施行を図り、また、リサイクルループの形成を促進することにより、再生利用等実施率の向上に寄与する。</p>	150
(5) 建設リサイクル推進事業費(平成19年度)	10 (0)	5 (4)	4 (3)	3	4	<p><達成手段の概要> 適切な分別解体による再資源化方策の検討を行う。</p> <p><達成手段の目標(26年度)> 特定建設資材の再資源化等率を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 建設リサイクルの推進を図り、ひいては特定建設資材の再資源化等の実施率の向上に寄与する。</p>	151
(6) 自動車リサイクル推進事業費(平成22年度)	11 (12)	9 (22)	7 (6)	15	4	<p><達成手段の概要> 自動車リサイクル法の円滑な施行や高度化を図るための調査検討等を行う。</p> <p><達成手段の目標(26年度)> 自動車破砕残さやガス発生器の再資源化率を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自動車リサイクル法の円滑な施行及び高度化を図り、再資源化率の向上に寄与する。</p>	152

<p>(7) 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(平成25年度組み替え)</p>	<p>253 (314)</p>	<p>212 (186)</p>	<p>206 (189)</p>	<p>212</p>	<p>—</p>	<p><達成手段の概要> 未利用資源の有効利用技術を有する民間企業が次世代の循環産業として海外展開できるよう、ビジネスモデル構築を支援する。 <達成手段の目標(26年度)> 循環型社会ビジネス市場の規模を拡大させる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> —</p>	<p>144</p>
<p>使用済小型電気電子機器(8)リサイクル推進事業費(平成25年度)</p>	<p>—</p>	<p>739 (189)</p>	<p>950 (810)</p>	<p>401</p>	<p>7.9</p>	<p><達成手段の概要> 小型家電リサイクル法の施行を受けて、使用済小型電子機器等の回収等を行う実証事業等を実施する。 <達成手段の目標(26年度)> 使用済小型電子機器等の回収量(及び制度への参加市町村数)を向上させる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 小型家電リサイクル法の円滑な施行を図り、回収量(及び制度への参加市町村数)の向上に寄与する。</p>	<p>153</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>551 (584)</p>	<p>1110 (551)</p>	<p>1288 (1189)</p>	<p>739</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>日本再興戦略 二. 戦略市場創造プラン テーマ2: クリーン・経済的なエネルギー需給の実現</p>	